第二条第百二十九号ロ中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百三十二号とし、同条第百二十八号ロ中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百三十一号とし、同条第百二十七号中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百三十号とし、同条第百二十六号を削り、同条第百二十五号ロ中「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十九号とし、同条第百二十四号中「以下この号」を「第百五十七号ハ」に、「第六十八条の十四第一項から第三項まで」を「第六十八条の十四第三項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十四年改正法附則第三十四条の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第百二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十八　措置法第六十八条の十四第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百二十三号中「措置法第六十八条の十三第一項」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の十三第一項」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十六　措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百二十二号中「平成二十四年旧措置法第六十八条の十五の三第一項」を「措置法第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同条第百二十一号を削り、同条第百二十号中「第三項まで」を「第五項まで又は第七項から第九項まで」に改め、同号イ中「の規定　同項」を「から第五項までの規定　これらの規定」に改め、同号ロ中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十三号とし、同条第百十九号中「平成二十四年旧措置法第六十八条の十一第三項」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の十一第二項又は第三項」に、「同項の」を「これらの」に、「平成二十四年旧措置法第六十八条の十五の三第一項」を「措置法第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十二号とし、同条第百十八号中「措置法第六十八条の十第一項から」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の十第一項から」に改め、同号イ中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号ロ中「措置法第六十八条の十第二項」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一　措置法第六十八条の十第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百十七号ロ中「平成二十五年旧措置法第六十八条の十五の三第一項」を「措置法第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百十九号とし、同条第百十六号ロ中「平成二十四年旧措置法第六十八条の十五の三第一項」を「措置法第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百十八号とし、同条第百十五号中「第六十八条の十の二第一項から第三項まで」を「第六十八条の十の二第三項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第百十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十六　措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）を「同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（平成二十三年十二月改正法附則第八十条第一項の規定により読み替えられた措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第百十六号とし、同条第百十三号中「若しくは第七項（措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「、第七項」に改め、「これらの規定」の下に「（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第六十八条の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改め、同号を同条第百十五号とし、同条第百十二号を削り、同条第百十一号を同条第百十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十四　平成二十六年旧措置法第六十八条の九第九項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）　同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第百十号を同条第百十二号とし、同条第百号から第百九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第九十九号を削り、同条第九十八号を同条第百一号とし、同条第九十七号を同条第九十九号とし、同条第九十五号を同条第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八　平成二十六年旧措置法第六十六条の十一第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第九十四号を同条第九十六号とし、同条第九十三号を同条第九十五号とし、同条第九十一号及び第九十二号を削り、同条第九十号を同条第九十四号とし、同条第八十七号から第八十九号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八十六号中「平成二十四年旧措置法第六十五条の九の」を「平成二十六年旧効力措置法第六十五条の九の」に改め、「（平成二十四年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十四年旧措置法第六十五条の九に」を「同条に」に、「おける平成二十四年旧措置法」を「おける平成二十六年旧効力措置法」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第八十五号中「平成二十三年旧措置法第六十五条の九の」を「平成二十六年旧措置法第六十五条の九の」に改め、「（平成二十三年旧措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十三年旧措置法第六十五条の九に」を「同条に」に、「おける平成二十三年旧措置法」を「おける平成二十六